

○幸田町教育委員会傍聴規則

平成2年9月4日

教委規則第1号

改正 平成12年9月25日教委規則第12号

平成27年4月1日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、幸田町教育委員会会議規則（昭和31年幸田町教委規則第2号）第17条第2項の規定に基づき教育委員会会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、先着順に受付において、その住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入し、傍聴券を受領し、係員の指図に従って着席しなければならない。

2 報道関係者であらかじめ所属報道機関名及び氏名を教育委員会に届け出たものは、前項の規定にかかわらず、傍聴人名簿の記入は要しない。

(傍聴人数の制限)

第3条 教育長は、傍聴席が満員となったときには、傍聴人の入場を制限することができる。

2 前項の規定により入場制限を行ったときは、会議室前にこれを公示する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯する者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを所持する者
- (4) その他教育長が適当でないと認める者

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 私語又は談笑しないこと。
- (3) 会議の言論及び行為に対し、言語、拍手等をもって批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 前各号に規定するもののほか、会議室の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 教育長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(非公開となった場合の傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、教育委員会が非公開の議決をしたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年9月25日教委規則第12号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第3条、第4条、第6条及び第8条の規定は適用せず、この規則による改正前の第3条、第4条、第6条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。